

## 質 問 回 答 書

番号	資料名・該当箇所	質 問 内 容	回 答
1	派遣業務仕様書 (案) 2 ページ 10 就業時間及び休憩時間 (2) 休憩時間 午前 12 時から午後 1 時まで	派遣法第 26 条第 5 項により、休憩時間の表記が必要と思われますので、休憩時間「60 分」の追記は可能でしょうか。	現在の派遣業務仕様書（案）は派遣費用を試算する際の参考資料として公示しています。労働派遣法で定められている項目の記載であれば、プロポーザルにより選定された事業者と協議の上、追記は可能です。